

令和 8 年度南丹市第 1 回防災会議・第 1 回国民保護協議会

議 事 録

日 時 令和8年7月24日（金） 13時30分から15時30分

場 所 南丹市国際交流会館3階大研修室

委 員 防 災 会 議 41名中35名出席
国民保護協議会 40名中34名出席

傍 聴 人 4名

事 務 局 危機管理課 課長補佐 山崎 博（説明員）
同 課長補佐 寺田 利裕
同 主幹 柴田 裕子
同 係長 小島 寛貴

- 次 第
- 1 開 会
 - 2 市長（会長）あいさつ
 - 3 辞令交付
 - 4 議 題
 - (1) 防災会議
 - ア 防災関連実績
 - （ア）原子力総合防災訓練
 - （イ）大雪警報対応
 - （ウ）防災パトロール
 - （エ）台風対応
 - イ 防災関連予定
 - （ア）気象予報
 - （イ）シェイクアウト訓練
 - （ウ）原子力総合防災訓練
 - (2) 国民保護協議会
 - ア 全国瞬時警報システム（Jアラート）を活用した受信確認及び情報伝達
 - イ 国民の保護に関する基本指針の一部変更について
 - (3) その他
 - ア 新しい気象警報（京都気象台）
 - イ 火災警報について
 - ウ 長期避難所の検討について
 - エ ペット避難について
 - 5 質疑等
 - 6 閉 会

《会議録》

発 言 者	内 容
事務局	令和８年度第１回南丹市防災会議及び第１回南丹市国民保護協議会を、開催します。 それでは開会にあたりまして、南丹市防災会議及び南丹市国民保護協議会の会長であります、西村好高市長から挨拶を申し上げます。
市長（西村好高）	本日は委員の皆さまにおかれましては、公私ご多忙の中、本日の南丹市防災会議及び国民保護協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。 平素より、防災行政をはじめ市政全般にわたり格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございます。 さて、令和６年能登半島地震の発生から２年半が経過しようとしております。被災地では現在もなお復旧・復興が続いており、大規模災害が地域社会へ与える影響の大きさと、その長期化について改めて認識させられております。 本市におきましても、能登半島地震で得られた教訓を踏まえ、避難所生活環境の改善や備蓄体制の強化など、防災体制の充実に取り組んでおります。 近年は地震だけでなく、気候変動の影響による豪雨災害の激甚化・頻発化も大きな課題となっています。本年も全国各地で線状降水帯による大雨災害が発生しており、いつ、どこで大規模災害が発生してもおかしくない状況にあります。 また、気候変動による災害の激甚化や、南海トラフ地震、直下型地震の発生が懸念される中、災害発生後の避難生活をいかに支え、災害関連死をいかに少なくするかについては重要な課題となっています。 本市では、大規模災害に備え、避難所生活環境の改善を目的として、トイレカーやスポットクーラー等の整備を進めるとともに、防災備蓄倉庫の整備を進めております。今後も、市民の皆様が安心して避難生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。 さらに、本年１１月には原子力総合防災訓練を予定しており、関係機関との連携強化や実効性のある避難体制の構築に努めてまいります。 一方で、国際情勢は依然として不安定であり、北朝鮮によ

事務局	る弾道ミサイル発射事案や国際情勢の変化など、国民保護事案への備えも重要な課題となっています。災害対応と同様に、市民の生命、身体及び財産を守るため、関係機関との連携体制を維持・強化していく必要があります。 本日の会議では、南丹市における地域防災及び国民保護の現状をご認識いただくとともに、防災・危機管理体制についてご審議いただきたいと考えております。 委員の皆さまには、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。 結びに、防災と国民保護という分野は異なりますが、その目的はただ一つ、市民の命を守ることです。行政、地域、関係機関が一丸となり、安全・安心な南丹市の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。 以上、開会にあたってのごあいさつといたします。 それでは、本日の会議出席者数の報告をさせていただきます。 本日の防災会議及び国民保護協議会については、委員 41 名中、代理出席を含め、過半数を超える 35 名ご出席です。南丹市防災会議運営要綱第 4 条第 2 項の規定及び南丹市国民保護協議会条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、当会議が有効に成立しておりますのでご報告いたします。 それでは、これより議事に入らせていただきます。 議長については、南丹市防災会議運営要綱第 4 条第 1 項の規定及び南丹市国民保護協議会条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行については、西村市長に議長をお願いします。
議長（西村市長）	それでは、議事を進めます。 まず、「令和 7 年度下半期から現在の防災関連行事の実績」について事務局から説明を願います。
事務局	「別添資料により説明」
議長（西村市長）	ただいま、事務局から説明がありました。 令和 7 年度下半期から現在までの防災関連の実績において、原子力総合防災訓練、大雪警報、防災パトロール、及び台風の対応については、本日ご参集の関係機関の皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。

	委員皆様から本説明に関すること、今後に向けたこと等ご意見・ご質問がございましたらお願いします。
A委員	すいません、安定ヨウ素剤について確認させてください。 どの場所にどのくらいの量が保管されていますか。 多分3歳未満のゼリー状薬剤と3歳以上で使う錠剤があると思いますけども。実際の集合場所に運ぶまでどのくらいの時間がかかりましたか。この記録だと放射性物質が放出されてから2時間後くらいに配布になっていると思うんですけども。
事務局	只今のご質問についてでございますが、安定ヨウ素剤については美山診療所に大部分が保管されております。その他南丹市内の福祉施設ですとか、市内でも知井でありますとか大野の振興会等の公的な施設にも希望がありましたので分散して配置しております。 数量については、今確認しておりますのでお待ちください。
事務局	大人が飲む錠剤は、全部で2万5千あります。大半を美山診療所に配備していますが、それ以外にもグループホームや振興会、また公民館にも少しずつ配備しております。 子ども用のゼリー薬ですが、16.3ミリグラムの新生児用及び32.5ミリグラムの乳幼児用の2種類があります。新生児用が20本、乳幼児用が200本あり、これも大部分は美山診療所に保管され一部は振興会などに分散して配備しております。
A委員	ありがとうございます。多分直後に飲まないとな効果が無いですよ。風速にもよりますけども風速5メートルくらいだと時速18キロなので2時間くらいで美山に届きますよね。そこですぐ飲めるかどうかという事です。 それと多分全域が汚染されるので全住民分が必要になると思います。
事務局	安定ヨウ素剤の配布や飲用については、全て国からの指示により行くとされています。プルームの分散や各放射線のレベルなどで屋内退避をすることとなりますが、状況に応じて各集結場所に配布していくという事になります。
議長（西村市長）	次に「令和8年度本日以降の防災関連予定」について事務

	局から内容の説明をお願いします。
事務局	「別添資料により説明」
議長（西村市長）	ただいま、事務局から説明がありました。 令和 8 年度本日以降の予定においても、シェイクアウト訓練及び原子力総合防災訓練が予定されているということで、よろしくお願いいたします。 委員皆様から本説明に関すること、今後に向けたこと等ご意見・ご質問がございましたらお願いします。
A 委員	11 月の原子力総合防災訓練は医師会に関係しませんか。医療訓練というのがあると思いますけども、これは健幸まちづくり課だけですか。
事務局	是非参加していただきましたら良い訓練になるかと思しますので、これから調整させていただきます。
議長（西村市長）	次に「国民保護協議会」について事務局から内容の説明をお願いします。
事務局	「別添資料により説明」
議長（西村市長）	ただいま、事務局から説明がありました。 委員皆様から本説明に関すること、今後に向けたこと等ご意見・ご質問がございましたらお願いします。
議長（西村市長）	次の議題は、「新しい気象警報」についてです。京都地方気象台長から説明をいただけるとの事です。よろしくお願いいたします。
事務局	次は、「新しい気象警報」について申し上げます。 本件は、専門性のある内容であり、今回特別に委員として参加いただいております、気象庁京都地方気象台長からご報告いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
気象庁京都地方気象台長 （野村委員）	京都地方気象台長の野村でございます。日頃から気象業務にご理解ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。私の方から今年の 5 月 29 日から変更になりました「防災気象情

報の改善」という事についてご説明します。

既に始まっておりますけども、今年の5月29日から新しい防災気象情報の運用が開始されております。今回の改正では5段階の警戒レベルに合わせる形で河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮に関する防災気象情報を発表しております。各項目で警戒レベルを明記したことで大雨などの防災気象情報と住民の皆様がとるべき避難行動が分かりやすくなりました。特に警戒レベル4相当のところ、紫のところですが、こちらについては危険な場所から全員避難行動が必要な段階となりますが、今回新たに危険警報という名称で運用することとなりました。

またもう1つの大きな変更点としましては、これまでなかった河川氾濫に関する特別警報の新設。これが設けられると共に、河川氾濫については例えば桂川のような一級河川等の大河川を対象に、これは指定河川洪水予報の河川になっておりますが、これについて発表するという事です。河川ごとに発表することになります。その他の中小河川については大雨に関する情報で扱うほか、土砂災害を大雨から独立させております。これまでは浸水害の基準と土砂災害の基準どちらか、または両方が基準に達した時に大雨警報や注意報を発表していましたが、これでは雨が止んだのになぜ大雨警報が解除されないのかといった声が多く寄せられておりました。これからは雨が止んで浸水害の基準を下回ったらレベル3大雨警報を解除して、レベル3土砂災害警報を残すといった運用が可能となりました。このような時には住民の皆さんは雨が止んだけども引き続き土砂災害には警戒しなければならないという形になりまして、より内容をご理解いただけるのではないかと思います。

次に河川氾濫に関する情報については指定河川洪水予報の河川のみを対象とした河川ごとの情報として桂川に淀川水系桂川中流園部川レベル3氾濫地警報などの名称で発表いたします。これまでは气象台による市町村ごとの洪水警報や注意報、例えば南丹市に洪水警報などの発表をしておりましたが、今後はそういった名称で発表することはありません。水位周知河川の氾濫危険情報等のレベルごとの水位の情報については警戒レベルとの関係を含めてこれまで通りの運用として洪水予報河川への移行を促進してまいります。

浸水被害を対象とした大雨特別警報・警報・注意報は大雨に関する情報として警戒レベルごとに整理しまして、警戒レ

ベル相当情報としての位置づけを行います。洪水予報河川以外の河川、つまり中小河川については大雨に関する情報と一緒に扱うことになります。

土砂災害に関する情報では警戒レベル4相当の情報としてこれまでは土砂災害警戒情報として発表しておりましたが、今回の改正でレベル4土砂災害危険警報という名称に変更されております。またレベル3土砂災害警報の災害との関係、つまり的中率を向上させるために3時間先にレベル4土砂災害危険警報の基準が予想されるときにレベル3土砂災害警報を発表するということになります。これによってレベル4相当に至らないようなレベル3土砂災害警報の発表を大幅に削減できることになります。言い換えればレベル3土砂災害警報を発表したときは間もなくレベル4土砂災害危険警報を発表が高いということになりまして、今までのような警報を出したのに何も起こらないという外れ感というのはかなり軽減される形になります。

危険度が高まっている地域の確認については引き続き「キキクル」をご利用ください。このキキクルは気象庁ホームページで公開しております。大雨キキクルでは大河川以外の中小河川の氾濫や浸水の危険度を重ねて表示するもので大雨に関する情報に対応しております。土砂キキクルは土砂災害の危険度を表示するもので表示方法は従来と変わりませんが、これまでより警戒域、つまり赤色の判定が狭く出る事がありまして黄色の部分からいきなり危険の紫に変わるケースが多くなります。状況にもよりますが4から6時間先に警戒レベル4相当の基準に達すると予想してレベル3土砂災害警報を発表した場合は、場合によっては警戒赤色の判定が出てこないという事もあり得ます。なお暴風・波浪・大雪などの他の警報や注意報についてはこれまでと変更はありません。

これらの情報については気象庁ホームページでは特別警報は黒、警報は赤で用いておりますが、警戒レベルには相当しないという事にご留意いただきたいと思います。

最後に5段階の警報等を補足する気象情報についてもこれまでの情報の種類が多く煩雑でしたが、これを気象防災速報と気象解説情報の大きく2つのカテゴリーに分類することになります。京都ではまだ発表しておりませんが、線状降水帯についてはこれまでは半日前予測を行っていましたが5月29日からは気象解説情報（線状降水帯半日前予測）として発表するほかに、今年度新たに気象防災速報線状降水帯直前予

	測として発表することになります。より危機感を伝えるために情報として名称を変更して提供するようになっております。 合わせまして早期注意情報・警戒レベル位置情報についてですが5日先までの警報級の現象の可能性を発表しております。また時系列情報は警報・注意報に先立ちまして、翌日までの気象状況の見通しを1日4回、5時・11時・17時・23時に発表しております。 今回の改正については平成25年8月30日に特別警報が運用になった時以来の大きな防災気象情報の変更となりますので、気象台としましても引き続き周知広報活動をしっかり行っていきたいと考えております。
議長（西村市長）	ただいま、「新しい気象警報」の説明がありました。 委員の皆様から本説明に関しまして、ご意見・ご質問がございましたらお願いします。 次の議題について事務局から「火災警報」について説明を願います。
事務局	「別添資料により説明」 以上ですが、委員でおられます園部消防署長、補足説明御座いましたらお願いします。
園部消防署長 （佐藤委員）	失礼いたします。園部消防署の佐藤でございます。日頃は消防行政に格別のご理解とご協力をいただいておりますことにこの場をお借りしましてお礼を申し上げます。 補足ということで消防署としましては火災注意報・火災警報が発令された場合、私どもの京都中部広域消防組合のホームページのトップ画面に発令されたことを掲載いたします。それと各庁舎内に発令のタペストリーを表示しますのと、車両での巡回広報を実施いたします。併せまして消防署から南丹市様に依頼しまして市民の皆様への林野火災防止の啓発のため防災無線を使用した注意喚起をお願いすることとしております。 更に火災警報が発令された場合については焚火行為者、この行為者というのは火災と紛らわしい行為の届出をいただいている方に対して焼却行為を中止するよう消防署から電話連絡をします。以上のような対応をします。

	あくまでも参考ですが、過去の統計から火災注意報の想定発令日数は年間約 35 日となっております。園部消防署の管内におきましては幸いにも大規模な林野火災は発生しておりませんが、今年に入ってから焚火等の焼却行為から枯草に延焼する火災が 12 件発生しております。うち南丹市においては 7 件発生しております。このような状況ですので火気の取扱いには十分注意していただきますよう、引き続き火災予防の広報に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。
議長（西村市長）	ただいま、事務局から「火災警報」について説明がありました。 委員皆様から本説明に関すること、今後に向けたこと等ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。
議長（西村市長）	次の議題について事務局から「長期避難所の検討」について説明をお願いします。
事務局	「別添資料により説明」
議長（西村市長）	ただいま、事務局から「長期避難所の検討」について説明について、事務局から説明がありました。 委員皆様から本説明に関すること、今後に向けたこと等ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。
	次の議題について事務局から「ペット避難」について説明をお願いします。
事務局	「別添資料により説明」
議長（西村市長）	ただいま、事務局から「ペット避難」について説明がありました。 委員皆様から本説明に関すること、今後に向けたこと等ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。
	特に意見が無いようですので、本日の議事を終了させていただきますと存じます。 それでは、事務局に進行を移します。
事務局	ありがとうございました。

B 委員	それでは、引き続きまして、ご出席いただいている各機関のみなさま方から、議事以外で何かございましたら、ご提案等いただきたくお願い申し上げます。 2024 年 1 月の大雪の際に南丹市内におきまして、また京丹波町も含まれていたのですが、倒木に伴って孤立集落が発生し、また電柱等の施設も倒れて停電し、オール電化の家もある中で極寒の中で非常に厳しい状況がありました。その後私もこのテーマに非常に興味を持っておりまして、総務省の行政評価局が色んな調査をし、また電力会社の協力も必要なことから経済産業省の電力安全課の方から災害対応に向けた事前伐採の促進についてという指針も出ていると伺っております。 実際に 2 年半前にそういった事例もございましたし、全ての事前伐採をするのは非常に困難ではありますが、計画的にいろんな行政機関、また事業者様とも協力しながら事前伐採の取組みについても是非当協議会は幅広い方がご参加いただいておりますので、予防的なことではありますが継続的に取組みを進めて頂いたらと思います。
事務局	貴重なご意見ありがとうございます。また関西電力様や NTT 様とも色々連携させていただきながら本件についてやっていきたいと思います。ありがとうございました。
C 委員	事前伐採についてはやはり倒木等がありますと停電期間が長くなりまして、市民の生活はすごく不便になります。また大規模災害時にも生命に関わるような事態にもなりかねません。 そういった部分で、当市でも少しずつではありますが事前伐採を日吉、美山の方で進めております。今後もまた計画的に、予算の部分もありますので一気には進められませんが順次進めてまいりたいと思います。
D 委員	私のところの職域も医療系の大学でして、先ほどもご説明いただいた避難所関係については学生も教員も、例えば医療避難所とか福祉避難所に非常に興味を持っている学生や教員がいます。実際私が所属している防災救急救助研究所でもこの辺りの研究や活動に取り組んでいます。今後、現在もいろいろなルールがあるということは存じ上げておりますが、今

事務局	後この福祉避難所や医療避難所的なことの取り組みが継続される、また向上していくという予定があればご教示いただきたいと思います。 合わせて大学名に国際が付いているわけですが、外国人の避難所や避難という事にも関心を持って取り組んでおります。南丹市にも外国籍の方々が多く在住していることも存じ上げておりますが、これらの方々が災害時に取り残されないような避難のあり方についても取組みももし今後考えられるような事があればご教示いただきたいと思います。 ご質問いただきました福祉避難所については、例えば介護が必要な方ですとか、そういう方については現在南丹市内にあります福祉施設と協定を結んでおります。そういった中で必要な方が出られればその施設との連携の中で避難していただくという形を取れるようにしております。それと現在私も南丹市に在籍する保健師がおります。収容避難所が市内 20 か所ございますが、もしそこで医療や介護が必要な方がおられれば保健師が避難所の方に出向きまして対応させていただくというような医療班を作らせていただいて対応させていただいております。 もう 1 点外国人の関係でございます。多文化共生という事で私どもとしても様々な形で考えておるところではありますが、昨年の総合防災訓練等におきましてそこに外国人の方や市の国際交流協会の方にもご協力を賜りまして、避難訓練に参加していただいております。今後それぞれの避難所にそういった方が来られた場合にも職員が適切に対応できるような研修や訓練を考えていきたいと思っています。
D 委員	ありがとうございます。例えば福祉避難所にしてもそういうある意味特殊な環境が今後普通の環境になっていくのかなという所もありますから、利用したい方々も増えてくると想定出来ますので非常に悩ましい取組みなのかなと思いますし、例えば災害時に保健師さんや介護士の方が人数が限られていますからパンクするのではないかなという事も懸念されます。皆さんが安全で質の高い避難所生活を送れるようにどうぞよろしくお願いいたします。 また外国人については実は昨年から私のゼミの学生も取り組んで南丹市の国際交流協会の方々にお世話になりながら外国籍の方々と意見交換する機会を設けさせていただいたんで

	すけども、例えば防災行政無線であっても何を言っているのか全然理解できなかったり、また本当を言えば派遣先の会社とかがきちんと研修するという事にはなっていると思うんですけども、そこまで手が回っていないのも現状としてございます。また地域の皆様とお話をした時にはいきなり外国の人が来たらどういう風に一緒に生活していくのか分からないとか、文化の違いとかですね。いろいろな問題が出てくるだろうとも言われてましたので、この共生の社会になってくればこの先色々と悩ましい問題が出てくると予想されます。是非その中で市民の安全安心を守っていただくように取り組んでいただければと思います。私どもの大学で協力できることがあれば、協定も結んでおりますのでお声がけいただければと思います。
事務局	貴重なご意見ありがとうございます。特に外国人の労働者の方に関しては先生がおっしゃられたことが大きな課題になってくるかと思いますので、我々としましてもしっかりと対応すると共に大学の方とも連携しながら進めていきたいと思っています。
司会	ありがとうございました。 では、事務連絡となりますが、次回本会議の実施予定は、令和9年春ごろを目途としております。また、ご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。 委員の皆様におかれましては、南丹市の防災行政推進に向け、より一層のご支援、ご協力をいただき、顔の見える体制づくりをお願いして、本日の南丹市防災会議及び国民保護協議会を閉会させていただきます。 以上となります。本日はありがとうございました。
	END

以下余自